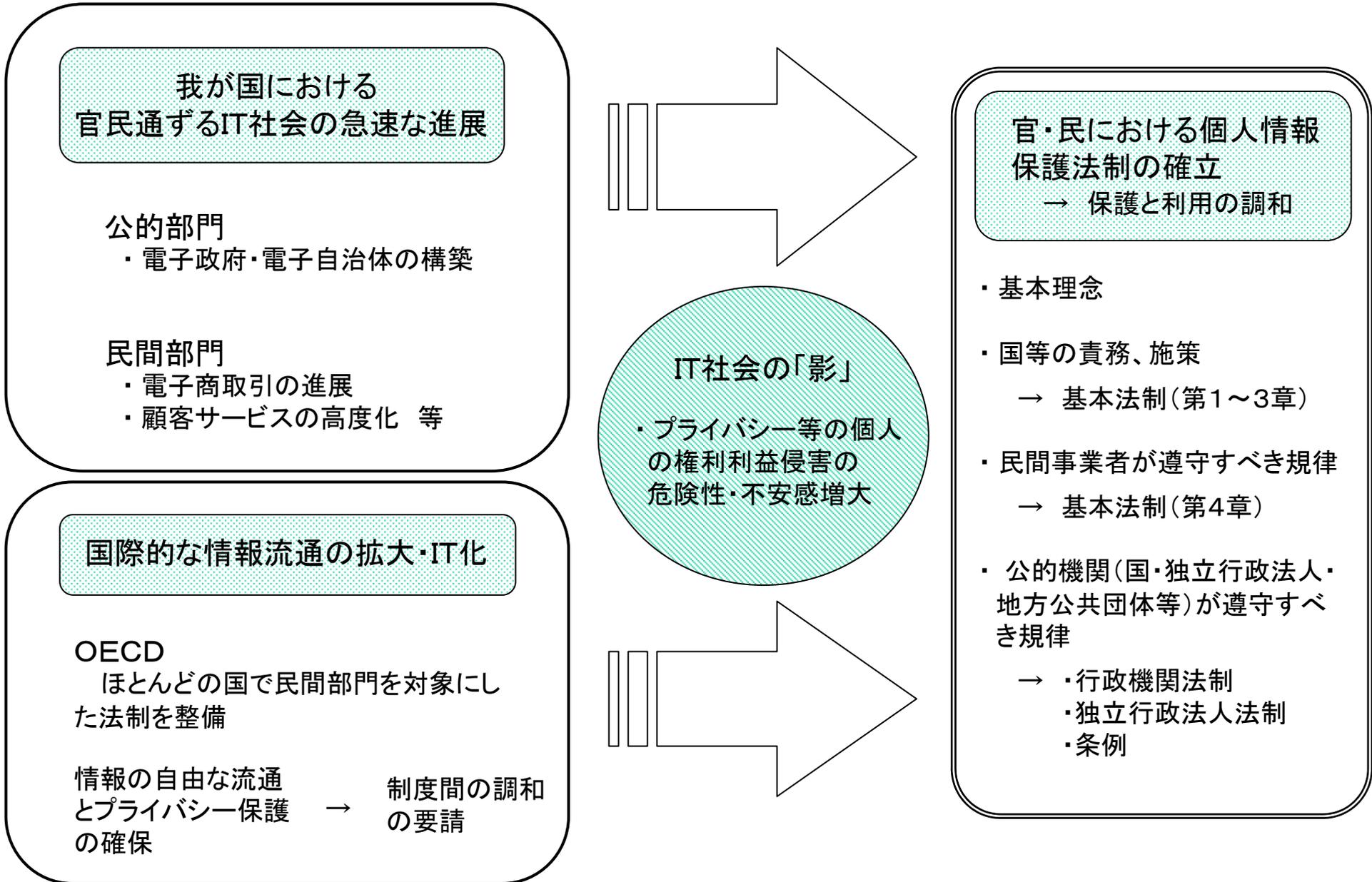


「個人情報保護に関する法律」説明資料

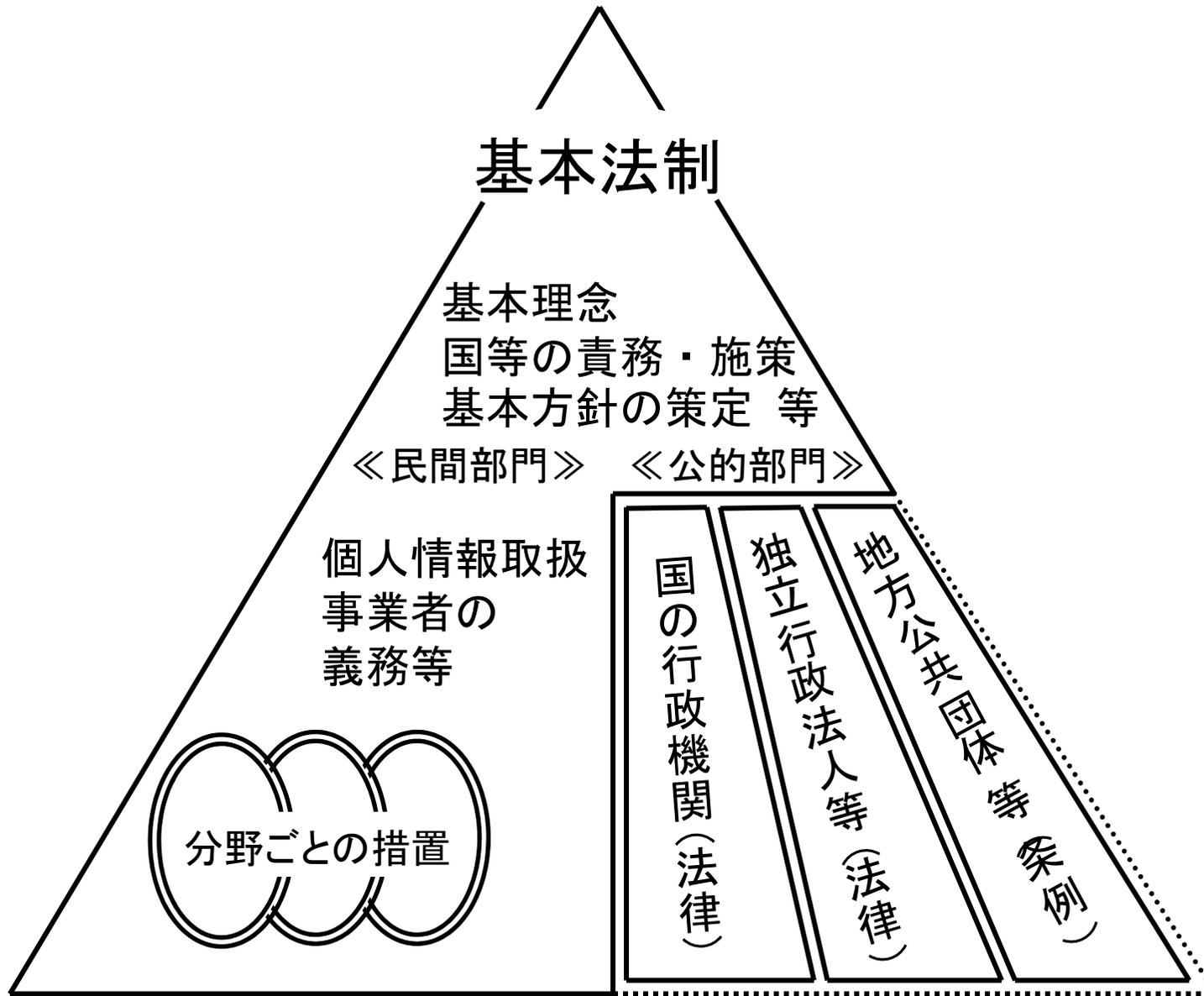
内閣府国民生活局 個人情報保護推進室

| | |
|-------------------------------|----|
| 1. 個人情報保護法制整備の背景 | 1 |
| 2. 個人情報保護法制の体系イメージ | 2 |
| 3. 対象となる個人情報、事業者の範囲等 | 3 |
| 4. 個人情報保護法に係る政府の実施体制について | 4 |
| 5. OECD 8原則と個人情報取扱事業者の義務規定の対応 | 5 |
| 6. 第三者提供制限の仕組みについて | 6 |
| 7. 本人の関与の仕組み | 7 |
| 8. 実効性担保の仕組み | 8 |
| 9. 認定個人情報保護団体の仕組み | 9 |
| 10. 適用除外の考え方について | 10 |
| 11. 施行に向けたスケジュール | 11 |

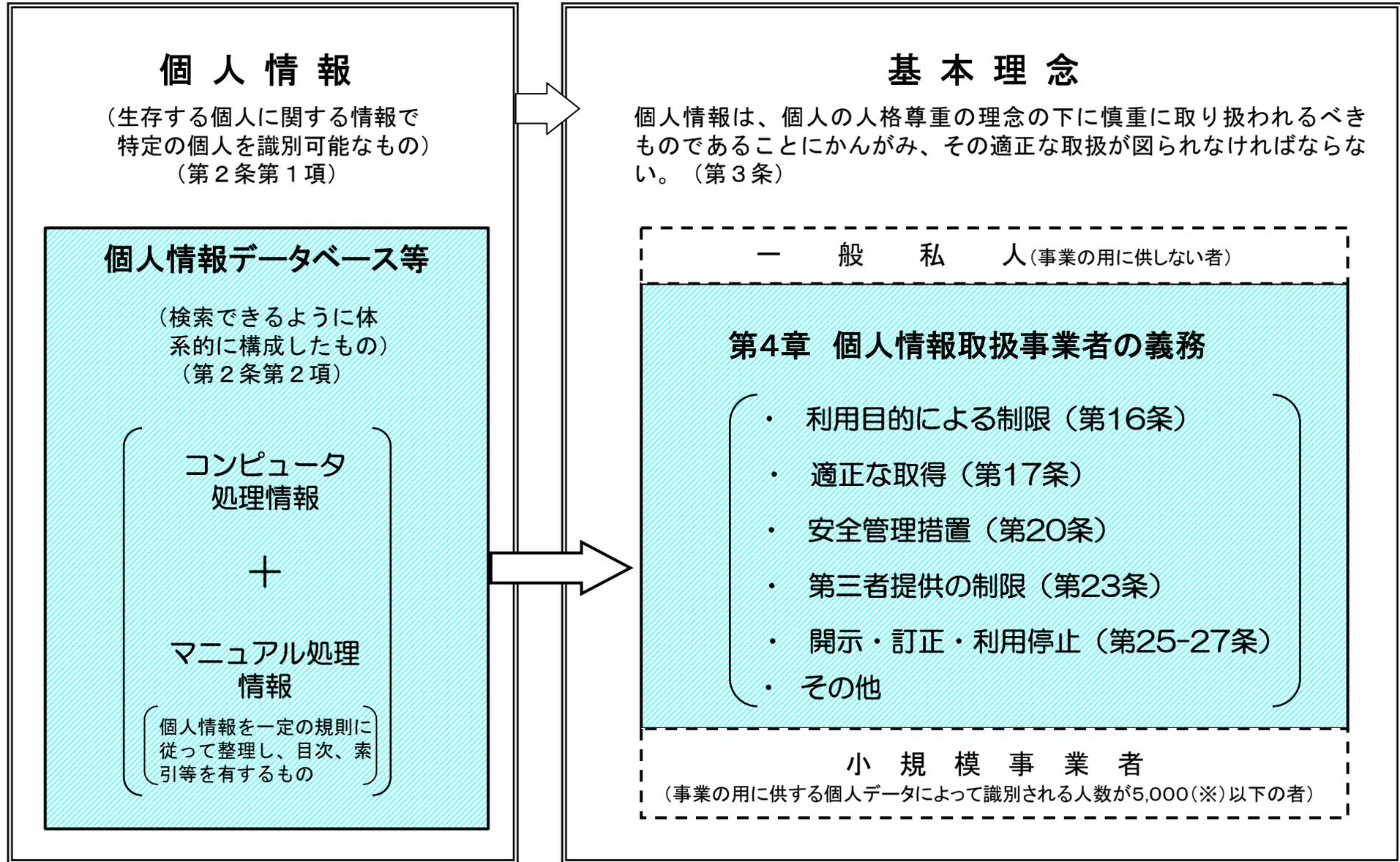
1. 個人情報保護法制整備の背景



2. 個人情報保護法制の体系イメージ

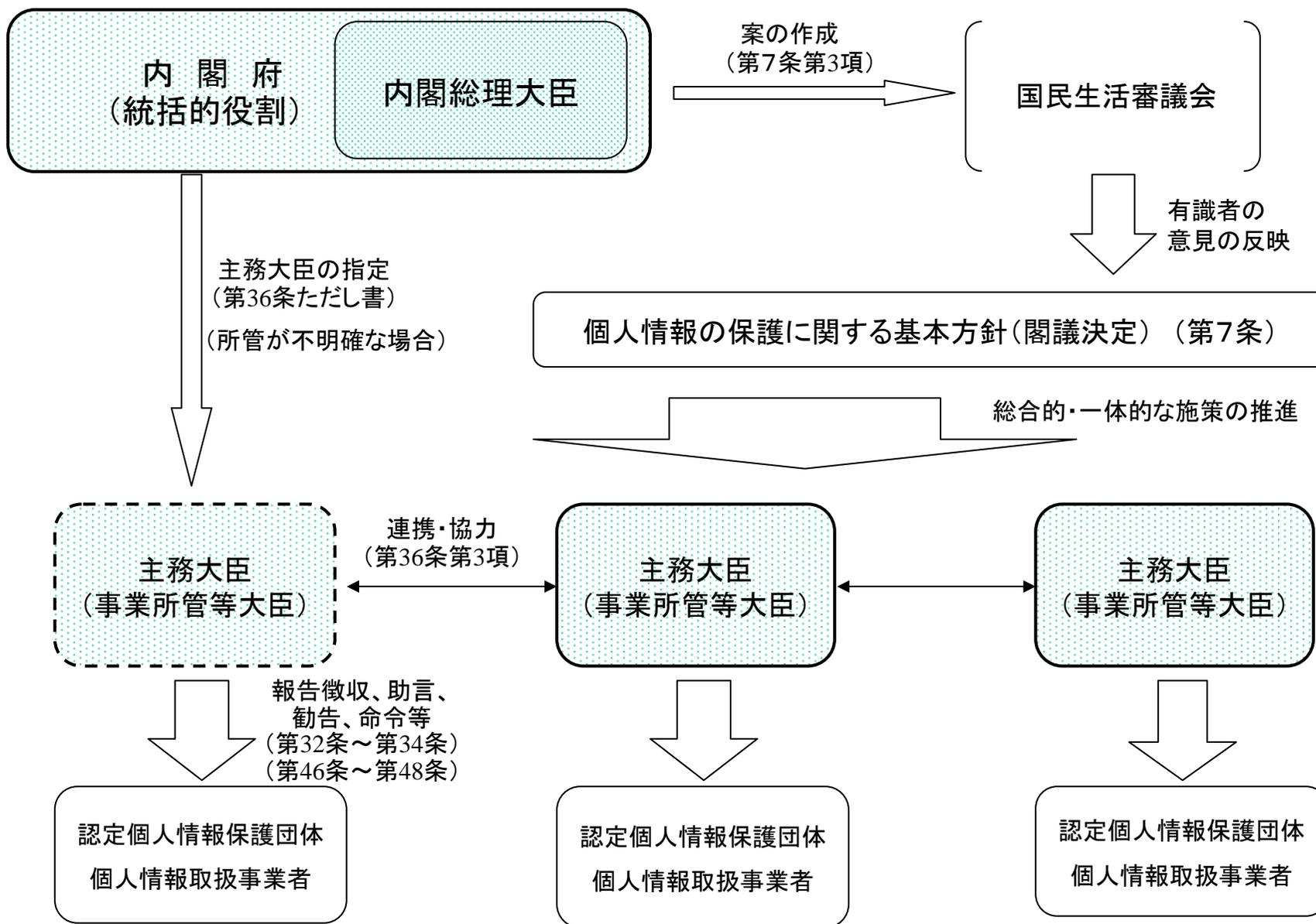


3. 対象となる個人情報、事業者の範囲等



※市販のカーナビや電話帳をそのまま利用する場合、これらに含まれる個人データによって識別される人数は算定に含まれない。

4. 個人情報保護法に係る政府の実施体制について

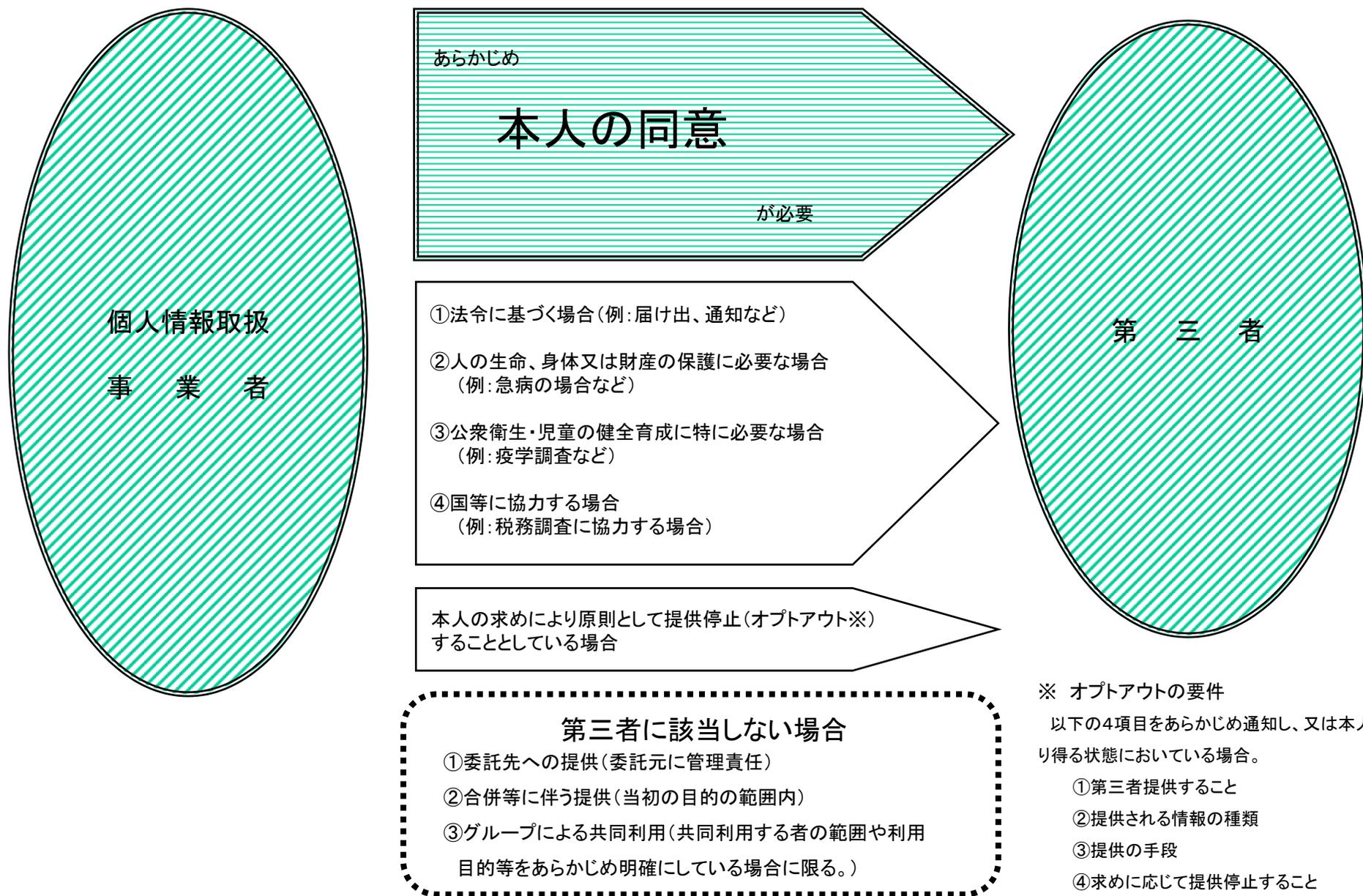


5. OECD8原則と個人情報取扱事業者の義務規定の対応

| OECD8 原則 | 個人情報取扱事業者の義務 |
|--|---|
| <p>○ <u>目的明確化の原則</u> 収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致すべき</p> <p>○ <u>利用制限の原則</u> データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は目的以外に利用使用してはならない</p> | <p>○ 利用目的をできる限り特定しなければならない(第15条)</p> <p>○ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない(第16条)</p> <p>○ 本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない(第23条)</p> |
| <p>○ <u>収集制限の原則</u> 適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知又は同意を得て収集されるべき</p> | <p>○ 偽りその他不正の手段により取得してはならない。(第17条)</p> |
| <p>○ <u>データ内容の原則</u> 利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新であるべき</p> | <p>○ 正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。(第19条)</p> |
| <p>○ <u>安全保護の原則</u> 合理的安全保障措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護するべき</p> | <p>○ 安全管理のために必要な措置を講じなければならない。(第20条)</p> <p>○ 従業者・委託先に対する必要な監督を行わなければならない。(第21,22条)</p> |
| <p>○ <u>公開の原則</u> データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき</p> <p>○ <u>個人参加の原則</u> 自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は意義申し立てを保証すべき</p> | <p>○ 取得したときは利用目的を通知又は公表しなければならない。(第18条)</p> <p>○ 利用目的等を本人の知り得る状態に置かなければならない。(第24条)</p> <p>○ 本人の求めに応じて保有個人データを開示しなければならない。(第25条)</p> <p>○ 本人の求めに応じて訂正等を行わなければならない。(第26条)</p> <p>○ 本人の求めに応じて利用停止等を行わなければならない。(第27条)</p> |
| <p>○ <u>責任の原則</u> 管理者は諸原則実施の責任を有する</p> | <p>○ 苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。(第31条)</p> |

* 各義務規定には適宜除外事由あり。

6. 第三者提供制限の仕組みについて



7. 本人の関与の仕組み

個人情報取扱事業者

保有個人データ〔個人データのうち、個人情報取扱事業者が、開示等を行う権限を有し、6ヶ月以上にわたって利用するもの〕

利用目的の通知(第24条第2項)

どのような目的で利用されているのかについて、原則として、本人に通知しなければならない。

開示(第25条第1項)

原則として、本人に、書面又は本人が同意した方法により開示しなければならない。
(開示しないことができる場合の例)

- ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 など

訂正等(第26条第1項)

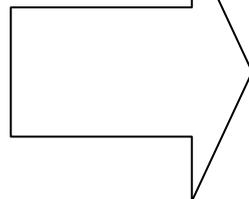
内容が事実でないときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、訂正等を行わなければならない。

利用停止等(第27条第1項、第2項)

- ①利用目的による制限、②適正な取得、③第三者提供の制限に違反していることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、原則として、利用停止等を行わなければならない。

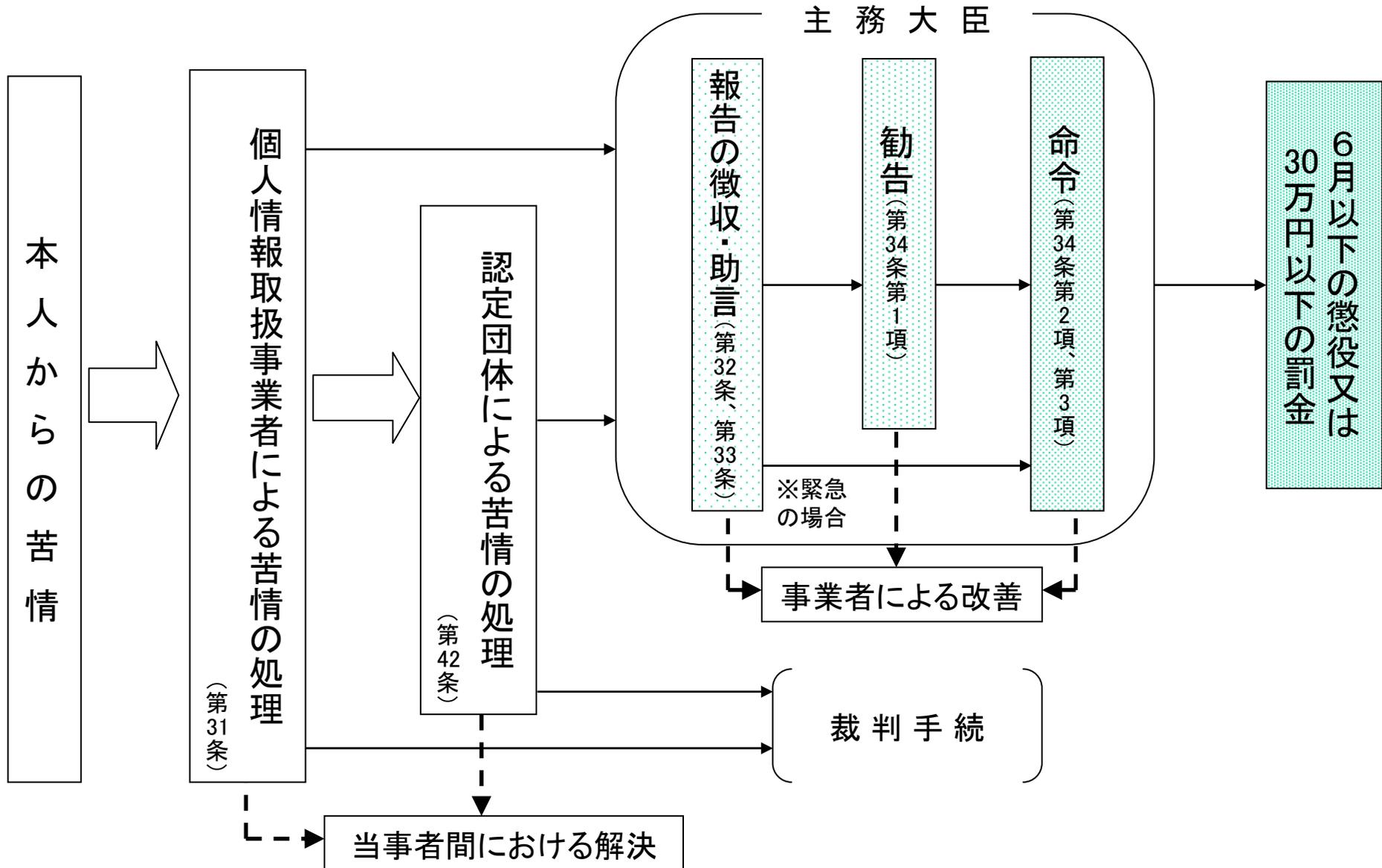
本人

求め(※)



※開示等の求めは、法定代理人又は本人が委任した代理人によりすることができる。

8. 実効性担保の仕組み



9. 認定個人情報保護団体の仕組み

1 目的

個人情報の適正な取扱いの確保を目的とした民間団体による自主的な取組を支援すること。

2 認定の基準

- ① 業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施方法が定められていること。(第39条第1号)
- ② 業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すること。(第39条第2号)
- ③ 認定業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定業務が不公正になるおそれがないこと。(第39条第3号)

3 業務

- ① 業務の対象となる事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理(第37条第1項第1号)
- ② 個人情報保護指針の作成・公表など、個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供(第37条第1項第2号)
- ③ その他対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務(第37条第1項第3号)

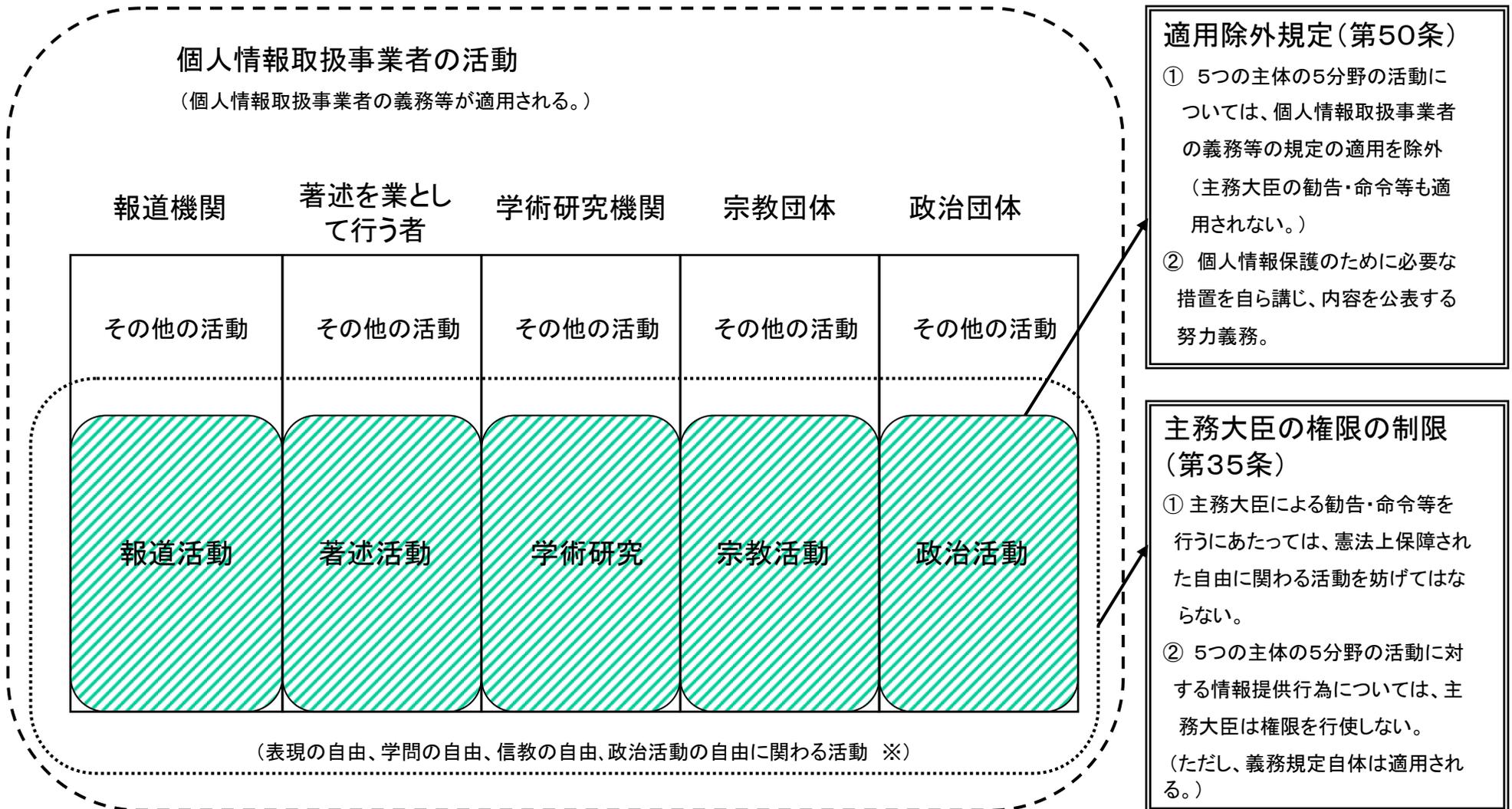
4 認定団体の 信頼性の確保

- 業務の実施に際して知り得た情報の目的外利用の禁止(第44条)
- 名称の使用制限(第45条)
- 主務大臣による報告の徴収、改善命令、認定の取消し(第46条～第48条)

5 認定の効果

- 個人⇒一定レベルの公正かつ迅速な苦情処理が受けられる。
- 個人情報取扱事業者⇒ 適正な事業者として国民から一定の信頼を得ることができる。

10. 適用除外の考え方について



- ※(例)①報道機関等が行う報道活動等に密接に関わる行為
- ②報道機関等以外の者が行う表現の自由等に関わる行為
- ③報道機関等が行う取材活動等と裏腹の、情報提供者側の情報提供行為

11. 施行に向けたスケジュール

